

## 提携弁護士相談のご案内

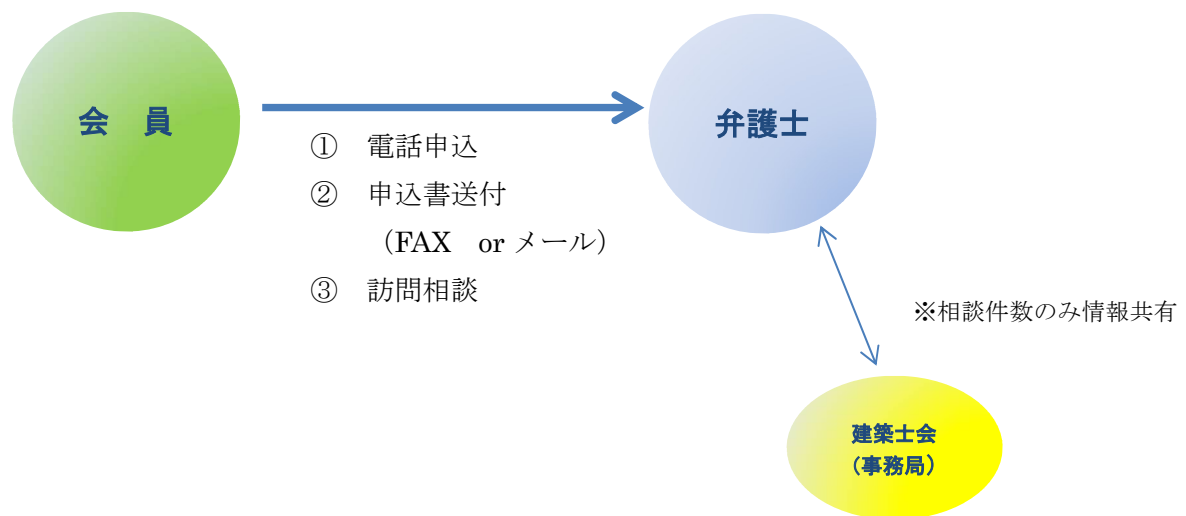
平成 28 年度より本会では会員サポートの一環として提携弁護士制度を設けていますが、今年度から、より迅速な対応が可能なように、従来の事務局経由での申し込みに代えて直接弁護士に申し込む方式となりました。

### 【制度の趣旨】

近年、建築士が通常の業務を行っている中でトラブルに遭う事例が増加しており、会員が業務上のトラブルや困りごと等について弁護士に相談が出来る体制を整えました。

業務や建築関係以外の広く一般的な法律相談にも対応します。

なお、相談内容について建築士会は一切関与しません。



### 【相談の流れ】

①電話申込 : 会員は、多聞法律事務所 中川弁護士に電話 (078-351-7673) で申し込む。

②申込書送付 : 電話の後に、会員は「申込書」(建築士会 HP の「会員の手引き」からダウンロード) を 弁護士事務所に FAX(078-341-2660) 又はメール (nakagawa-tamon@mbn.nifty.com) 送付する。

③訪問相談 : 弁護士事務所にて相談。相談料は 30 分毎に 5,000 円 (税別) とし、弁護士に直接支払う。

※備考 : 弁護士と兵庫県建築士会は、利用状況確認のため相談件数の情報を共有する。